

志木市活動スペース利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、民生委員・児童委員、町内会及び子ども会育成会をはじめとした地域の市民活動を支援するため、志木市館1丁目4番1号に設置する活動スペース（以下「スペース」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 スペースに属する施設は、次の表のとおりとする。

区分	名称
活動室	ゆめ
	みらい

(休所日)

第3条 スペースの休所日は、12月27日から翌年の1月5日までとする。ただし、学校において行事を実施するときその他市長がスペースの管理上必要と認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

第4条 スペースの利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時まで
終日	午前9時から午後9時まで

(利用登録)

第5条 スペースを利用しようとする団体は、あらかじめ利用者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けることができる団体は、規約等を定め、10人以上の市民によって構成され、次に掲げる要件のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内においてボランティア活動を行う団体
- (2) 市内において地域活動を行う団体
- (3) 市内において文化活動を行う団体
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

- 3 登録を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）は、活動スペース利用登録申込書（第1号様式）により、市長に申し込まなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、その旨を活動スペース登録決定通知書（第2号様式）により申込団体に通知するものとする。
- 5 申込団体は、当該登録に係る内容に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 6 登録の有効期間は、登録をした日からその日の属する年度の翌年度（平成28年度及び平成28年度から起算して2年度又は2の倍数の年度を経過するごとの年度末日までに登録をした団体は、その日の属する年度）の末日までとする。

（登録の制限）

第6条 市長は、申込団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わない。

- (1) 政治上の主義を主張する集会又は勉強会等の政治活動を主たる目的とする場合
- (2) 宗教の教義を広める集会や儀式行事等の宗教活動を主たる目的とする場合
- (3) 入会金、入場料又は月謝等を徴収する教室等の営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある場合

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を抹消することができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) スペースの管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

（利用の予約）

第8条 登録団体は、利用しようとする日の3月前から5日前までの間に、活動スペース利用予約票（第3号様式）をスペースに提出して、その予約を行うことができる。

- 2 前項の予約は、第4条の表に規定する区分（以下「区分」という。）を単位として行うものとする。

- 3 登録団体は、同一の月においては、12区分を超えて予約をすることはできない。
- 4 登録団体は、終日の利用については、連続する2日を超えて予約をすることはできない。
- 5 市長及び市長がスペースの管理に関して指定した者（以下「管理者」という。）は、登録団体の予約に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その予約を解除することができる。
 - (1) スペースの管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 当該予約に関する利用目的が、第6条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (4) その他スペースの設置目的に反すると認められるとき。
- 6 市長及び管理者は、必要があるときは、当該予約に係る利用について条件を付することができる。
- 7 登録団体は、予約に係る利用を取りやめたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（利用団体への指示）

第9条 市長及び管理者は、スペースの管理上必要があると認めるときは、スペースを利用する団体（以下「利用団体」という。）に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（入館の禁止等）

第10条 市長は、スペース内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

第11条 管理者は、前条に規定する者を発見したときは、直ちに市長に連絡し、その指示に従い適切に対処しなければならない。

（使用料）

第12条 スペースの使用料は、無料とする。

（利用の手順）

第13条 利用団体は、スペースの利用に当たっては、活動スペース利用簿（第4号様式）に、必要事項を記入し、管理者から会議室の鍵を借用するものとする。

- 2 利用団体は、当該利用が終了したときは、速やかに当該施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）を原状に復し、活動スペース利用簿に退館時間を記入し、管理者に会議室の鍵を返却するものとする。
- 3 鍵の返却に当たっては、次に掲げる事項について確認の上、活動スペース利用チェック表（第5号様式）に記入するものとする。

- (1) 会議室及び備品の破損の有無
- (2) 空調の停止
- (3) 窓の施錠
- (4) 忘れ物の有無
- (5) 利用後の清掃
- (6) 備品の片付け
- (7) 照明の消灯
- (8) 鍵の施錠

(遵守事項)

第14条 利用団体の構成員は、スペースの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設を故意に汚損し、損傷し、又は亡失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 自動車等を乗り入れ（資機材の搬入等特別な場合を除く。）、又は駐車しないこと。
- (4) 飲酒をしないこと。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、この限りでない。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) 騒音又は大声を発すること、暴力行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 楽器を使用しないこと。
- (9) 爆発性物質、毒劇物、凶器等の危険物を持ち込まないこと。
- (10) 施設の利用後は必ず清掃し、ごみその他の廃棄物をスペース内に捨てないこと。
- (11) 電気炉、旋盤その他工作機械を持ち込まないこと。
- (12) スペース内に私的な物品を常置しないこと。
- (13) 利用の予約をしていない施設を使用しないこと。
- (14) その他スペースの管理に支障を来すような行為をしないこと。

(報告の義務)

第15条 利用団体は、スペースに破損し、若しくは汚損した場所又は利用に支障があることを発見したときは、速やかにスペースに報告しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用団体は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に

施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、スペースの管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。